

## 8. 確定修正について（概要）

### ○ 確定に係る訂正

確定修正：申告済みの確定保険料を修正する場合（2会計年度まで）

- ※ 還付が生じる場合及び失業事故による遡及適用（取得日の変更を含む）については  
**算定基礎調査を行います。**このような事案が発生した場合は、**事前に**埼玉労働局  
労働保険徴収課事務組合係まで**連絡してください。**

### ○ 提出書類等（持参又は郵送）

- ・ 保険料等申告書
- ・ 保険料申告書内訳
- ・ 一般拠出金申告書内訳（労災保険の一般賃金総額が修正になる場合）
- ※ 訂正前の「賃金等の報告」(写)と訂正後の「賃金等の報告」(写)を添付して下さい。
- ※ 随時受付いたしますが、処理に時間がかかることがありますのでご了承下さい。
- ※ 差額分の保険料、一般拠出金については、**埼玉労働局から送付される納付書で納付して下さい。**

〔 詳細につきましては、埼玉労働局ホームページ掲載の  
【労働保険事務組合 事務処理手引】 第4の「6. 確定修正」をご確認ください。 〕